

令和6年度山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保推進事業保全活動促進業務仕様書

1 目的

本業務は、多様な活動主体による健全な水循環の保全に向けた取組を促進するため、県民の生活を送る上で身近な健全な水循環に興味・関心を高めながら、健全な水循環の保全に向けた取組を実践し、県民理解を深めていくことを目的とする。

2 業務委託の名称

令和6年度山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保推進事業保全活動促進業務

3 履行期限

令和6年11月29日（金）

4 業務に関する事項

(1) 概要

応募団体や県民に対する健全な水循環の理解促進に資するとともに、SDGsの観点を組み合わせた多様な団体による地域住民参加型の取組を実施する。

なお、健全な水循環とは、安心・安全な農林水産物を持続的に生産していくために重要な水資源が維持されるよう、山・川・海をつなぐ水の流れを一体的に捉え、環境を保全する取組を指す。

(2) 取組イメージ

ア ウォーキングツアーによる自然環境教育講座の開催

森林、河川、海岸地域などを周遊するウォーキングツアーの開催を通じて、山・川・海の各分野を包括している水循環システムの重要性について、参加者が学習する。

イ ゴミ拾いイベントの開催

地域の環境美化と併せて、特に健全な水循環の関連区域において（登山道、農業用水路、農村公園、河川地域、海岸地域）、ゴミ拾いイベントを通じて、水循環システムの保全に寄与する。

ウ 水の大切さを学ぶ親子体験ワークショップの開催

小学生やその保護者を対象に、健全な水循環と関連する手作業を伴う体験教室（ワークショップ）を開催し、理解促進する。

エ 農林水産業に係る先端技術の普及研修会やイベントの開催

農林水産業において、水循環システムと関連がある先端技術の普及や事例紹介等に係る研修会、イベントなどを開催することで、普及啓発を図るもの。

※あくまで一例であり、以下の取組以外の内容で構わない。

(3) 取組に関する留意事項

ア 県民等による「健全な水循環」の普及啓発に資する内容であること。

イ 集合から解散までを1日以内で実施できる内容とし、同様の内容を複数回実施してもよいが、全ての内容で仕様書の内容を満たすこと。

ウ 参加者及び受託者の安全確保が図られていること。

エ 他の補助金や助成金等を受けて実施する事業ではないこと。

- オ SDGs で掲げる 17 の目標のうち、3 つ以上に該当する取組であることを活動の中で普及啓発すること。
- カ 主たる取組については、県が県政記者会を通じて報道機関へ情報提供することとし、受託者は取材対応ができるように配慮すること。
- キ 令和6年10月31日までの間で企画内容に適する時期に実施すること。

(4) 内容

- ア 地域住民参加型の取組を実施
- イ 2種類以上の SNS を活用して取組内容の情報を発信
- ウ 使用した資料及び撮影した写真を県に提出
- エ 事業実施年月日、内容、参加人数、写真等の事業実施状況が確認できる記録及び参加者の反応、事業実施による成果や課題を記載した報告書の作成及び提出

(5) 成果品

- ア 体裁
事業報告書 印刷物 1部、電子媒体 (CD-ROM) 2部
- イ 成果品の管理と帰属
成果品の管理及び帰属は全て委託者とし、受託者は、委託者の承諾を受けずに、成果品の公表及び貸与をしてはならない。また、業務により知り得た情報について外部に漏らしてはならない。
- ウ 提出場所
青森県農林水産部農林水産政策課

5 委託業務の対象経費

対象経費は、取組の実施に要する経費（人件費、謝金、交通費、使用料及び賃借料、消耗品費、役務費等）とする。ただし、備品購入費や施設整備等のハード事業に係る経費、経常的な運営費、その他事業との関連性が認められない経費については対象外とする。
なお、取組に係る広報は、県が協力する。

6 委託業務の上限額

1 提案30万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

7 業務上の注意事項

- (1) 委託者は、本業務の期間において、受託者との間で随時打合せを行うことができるものとする。
- (2) 業務委託の目的を達成するため、委託者は業務状況・進捗状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、事業実施に当たり、個人の権利利益を侵害することがないよう個人情報を適切に取り扱うこと。
- (4) この仕様書に定めがない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。